

平成28年度

第2回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：平成28年8月2日から平成28年11月28日まで)

（ 政 策 開 発 部
保 健 福 祉 部
こ ど も 部
会 計 課 ）

平成28年12月12日提出

郡山市監査委員

28郡監査第352号

平成28年12月12日

郡山市議会議長
郡山市長

郡山市監査委員	伊藤達郎
同	橋本勉
同	七海喜久雄
同	田川正治

平成28年度第2回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成28年度 第2回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 監査の種類	1
第2 監査の目的	1
第3 監査の範囲	1
第4 監査の対象部局	1
第5 監査の方法	2
第6 監査の期間	2
第7 監査の結果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 支出事務について	4
3 契約事務について	4
4 財産管理事務について	4
第8 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	5

平成 28 年度 第 2 回 定期監査の結果に関する報告

第 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査（財務事務監査）

第 2 監査の目的

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、内部けん制は機能しているかを主眼として監査を実施した。

また、「現金等の管理」を重点監査事項に設定し監査を行った。

第 3 監査の範囲

平成28年度における財務に関する事務のうち平成28年7月31日までに執行したもの（関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とした。）で、次の事項について実施した。

- ・収入事務
- ・支出事務
- ・契約事務
- ・財産管理事務
- ・旅行命令事務
- ・その他

第 4 監査の対象部局

1 政策開発部

政策開発課 ソーシャルメディア推進課 広聴広報課 雇用政策課

2 保健福祉部

保健福祉総務課 生活支援課 障がい福祉課 希望ヶ丘学園
健康長寿課 地域包括ケア推進課 介護保険課 総務課
地域保健課 生活衛生課 検査課 放射線健康管理課
食肉衛生検査所

3 こども部

こども未来課 こども支援課 東部地域子育て支援センター 西部地域子育て支援センター
南部地域子育て支援センター 北部地域子育て支援センター 元気な遊びのひろば こども育成課
保 育 所 (25か所のうち12か所を抽出)
大槻保育所 安積保育所 喜久田保育所 中野保育所
成田保育所 西田保育所 田村保育所 久保田保育所
針生保育所 桑野保育所 うねめ保育所 大成保育所

4 会計課

第5 監査の方法

あらかじめ監査対象部局に関係資料の提出を求め、これを基に諸帳簿等書類を試査し、所管部長等から説明を受けるとともに、関係職員への質問及び実査を行った。

第6 監査の期間

平成28年8月2日から平成28年11月28日まで

第7 監査の結果

政策開発部を除いて、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 徴収事務

ア 手数料徴収に適切でないものがあった。

予防接種済証明書の交付をする際は、手数料条例第3条第1項の規定に基づき、その交付の際に手数料を納付させなければならないが、交付の際に受領していなかった。

地域保健課

イ 歳入の徴収を私人へ委託する際の事務に誤りがあった。

歳入の徴収を私人へ委託する際は、財務規則第40条の規定に基づき、会計管理者に合議のうえ市長の決定を受けなければならないが、郡山市一時的保育事業・地域子育て支援拠点事業業務の委託において、会計管理者への合議及び市長の決定を受けずに委託していた。

こども育成課

ウ 歳入の徴収を私人へ委託した際の事務に誤りがあった。

(ア) 歳入の徴収を私人へ委託した際は、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき、委託したことを告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないが、郡山市一時的保育事業・地域子育て支援拠点事業業務において、負担金の徴収業務を委託した際、その旨を告示、公表していなかった。

こども育成課

(イ) 一時的保育事業・地域子育て支援拠点事業業務における負担金徴収の事務に際し、財務規則第48条第2項の規定に基づく領収証書（第36号様式（同様式に準ずるものとして、会計管理者の承認を受けたものを含む。））を私人である受託業者に取り扱わせていた。

大槻保育所 久保田保育所 大成保育所

(2) 現金取扱事務

つり銭の保管が不適切であった。

つり銭については、出納員等が郡山市釣銭等資金取扱要領第7条に基づき、安全確実な方法により適正に保管しなければならないが、一時的保育事業の際に、一時的につり銭を受託業者に取り扱わせていた。

大槻保育所 久保田保育所 大成保育所

2 支出事務について

(1) 賃金支出事務

臨時職員の賃金支出事務に適切でないものがあった。

支出権者は、財務規則第 55 条の規定に基づき、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならないが、臨時職員の賃金を誤支給しているものがあった。

ア 勤務を要しない日を出勤として臨時職員出勤調書を作成し、賃金と通勤手当を過支給しているもの

健康長寿課 総務課 食肉衛生検査所

イ 年次有給休暇の取得可能期間及び時間を誤認し、年次有給休暇又は欠勤として臨時職員出勤調書を作成し、賃金を過支給又は賃金を少なく支給しているもの

こども育成課 会計課

3 契約事務について

(1) 履行確認事務

検査書を作成していないものがあった。

執行予定金額が 10 万円以上の施設修繕において、修繕が完了した時には、契約規則第 44 条第 3 項の規定に基づき、検査書を作成しなければならないが、検査書を作成していないものがあった。

こども未来課

(2) 契約締結事務

ア 契約書に収入印紙の貼付がないものがあった。

委託契約に係る契約書には、印紙税法第 8 条の規定に基づき、収入印紙を貼付しなければならないが、貼付のない契約書を受理しているものがあった。

こども支援課

イ 適正な手続きを行わずに、分割発注で契約をしているものがあった。

支出負担行為権者は、執行予定額が 10 万円以上のものについては予算執行伺書を作成し、契約規則第 39 条の 3 第 3 項の規定に基づき、2 人以上の者から見積書を徴さなければならないが、分割発注により 1 件当たりの金額を 10 万円未満とし、1 者随意契約としているものがあった。

大成保育所

4 財産管理事務について

(1) 公有財産管理事務

行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあった。

行政財産の目的外使用許可をしたときは、財産規則第 27 条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあった。

総務課 こども育成課

第8 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を次のとおり提出する。

1 臨時職員の賃金支出事務について

今回の定期監査では、臨時職員の賃金支給事務において、支給不足や過支給となっている事例が認められ、その原因としては、出勤調書作成時の確認誤り、年次有給休暇の付与誤りなどであった。

現在使用している休暇等届出簿には、休暇を継続する場合以外の年次有給休暇の付与に関する所属長の確認欄がなく、臨時職員に付与されるべき年次有給休暇時間等の取扱事務が適正に行われているかを検証しがたい状況である。

さらに、今回は賃金支給の誤りはないが、特別休暇の種類を誤って取得させた事例や出勤簿の記載誤り、本人確認押印漏れ、年次有給休暇の取得時間の累計誤りなど、賃金の誤支給に繋がり兼ねない不適切な事務処理が散見された。

については、全庁的に臨時職員の勤務条件や休暇制度等について再度確認されたい。

重ねて、臨時職員の賃金は労働の対価として支給するものであることに鑑み、今後は賃金の支給事務に誤りが生じないような事務処理システム等の検討も含め、合理的な再発防止策を講じられたい。